

議員発案第3号

加茂市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年3月21日

提出者	加茂市議会議員	田中雅史
賛成者	同	山田宗
	同	大橋一久
	同	佐藤俊夫
	同	森山一理
	同	樋口博務

令和6年3月21日

加茂市議会議長 白川克広

原案可決

加茂市議会会議規則の一部を改正する規則

加茂市議会会議規則（昭和44年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第92条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員<u>(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。))</u>により出席した委員を含む。以下同じ。)が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席<u>(オンラインにより出席した委員にあつては、当該委員の意志による映像及び音声の送受信の停止をいう。)</u>を制止し、又は会議室外の委員に出席<u>(加茂市議会委員会条例(平成3年条例第12号)第15条の2第1項の規定により開催する委員会(以下「オンライン委員会」という。))</u>にあつては、<u>オンラインによる出席を含む。第115条において同じ。)</u>を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 <u>委員長がオンラインにより出席をした場合における前項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「その旨を宣言した上で」と、「委員長席に復さなければ」とあるのは「委員長の職務に復帰する旨の宣言を行わなければ」と、「委員長席に復する」とあるのは「委員長の職務に専念する」とする。</u></p>	<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第92条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第116条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(オンライン委員会における互選)</u></p> <p><u>第125条の2 前2条の規定にかかわらず、オンライン委員会における互選の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p><u>第127条 表決の際会議室にいない委員(オンラインにより出席した委員を除く。)</u>は、表決に加わることができない。</p> <p><u>第6章の2 協議又は調整を行うための場</u></p> <p><u>第162条の2 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第162条の3 前条の協議等の場については、災害等の発生、感染症のまん延防止措置、その他やむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p>	<p>(不在委員)</p> <p>第127条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>

改正後				改正前			
附 則 別表（第162条の2関係）				附 則			
名称	目的	構成員	招集権者				
全員協議会	市政に関する重要な事項又は議会の運営に関する事項についての協議又は調整	全議員	議長				
各派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項についての協議又は調整	議長、副議長及び各会派を代表して出席する者	議長				
委員協議会	各常任委員会又は各特別委員会の所管事項に関する事項についての協議又は調整	各常任委員又は各特別委員	各常任委員長又は各特別委員長				

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。